

公園内行為許可申請に関わる手引き

担 当 課 : 館山市建設環境部
都市計画課公園係
電 話 : 0470(22)3610

- 1 この書類は、都市公園内において出店、映画撮影、競技会などの行為を行おうとする際の申請書です。
- 2 行為の許可は、次の基準によります。
 - (1) 出店、募金など
 - ①物品の販売は、国、地方公共団体が主催、共催で行なわれる催しの一環として行なわれるものであること。
 - ②フリーマーケットは、国、地方公共団体、公共的団体の主催、共催、後援の下に行なわれ、目的がリサイクル活動の推進に資するものであること。
 - ③募金は、公共公益目的で行うものであること。
 - (2) 業としての写真や映画撮影
 - ①園内での殺人事件の撮影、飲料水に毒を混入する撮影など公の秩序を乱したり、公園の風紀を乱すような撮影でないこと。
 - (3) 興業
 - ①当該公園において、興業を行うのに可能な場所があること。
 - ②城まつり、写生大会など国、地方公共団体の主催、共催、後援又は公益上特別の理由の下で行なわれるものであること。
 - ③興業の内容が、都市公園の本来の利用目的にあったものであること。
 - ④入場料を徴収する場合には、料金が適正であること。
 - ⑤周辺道路の渋滞や駐車場不足が想定される場合、その対策がとられていること。
 - (4) 競技会、展示会など
 - ①当該公園に催物を行う場所があること。
 - ②催物の内容が、公共的な趣旨の下に行なわれるものや、運動会、オリエンテーリング等体力、健康づくりを目的としたもの、また、展覧会、講演会等文化向上を目的としたものであること。
 - ③入場料を徴収する場合には、料金が適正であること。

- ④開催当日の事故防止、環境衛生対策がとられていること。
- ⑤過去に開催された集会等で暴力的行為、違法行為を行ったことが明らかな団体又は構成員が参加する予定のものや、参加人員が公園内に収容できないと認められるとき、排泄物等で汚れのある乳牛の共進会等や、他の利用者に危険のあるゴルフ、野球大会等は許可しない。
- ⑥各種訓練は、必要やむを得ない要請に基づくものに限って認める。

(1) ～ (4) 共通基準

- ①一般の公園利用に支障を与えないものであること。
- ②公園管理上及び公園周辺に支障を与えると認められる場合は許可しない。

3 行為に関する使用料は次のとおりです。

出店など	1 m ² 1 日	1 1 8 円
業としての写真撮影	1 人 1 日	8 4 7 円
業としての映画撮影	1 日 1 件	1 7, 2 8 0 円
競技会、展示会など	1 m ² 1 日	1 6 円

4 行為の内容等が次の場合には、使用料が減免となります。

- (1) 交通機関の事故や気象状況により開催ができない場合や、許可後に市から使用の一部または全部を取消した場合。
- (2) 国または地方公共団体が主催者となり開催する場合。
- (3) 避難場所として使用する場合。
- (4) 学校教育機関が教育上の目的で使用する場合。
- (5) 主管が一般の団体であるが公共団体の施策の一環である事業（城まつり等）や青少年健全育成のための事業（児童対象映画会）、高齢者の親睦を深めるための大会（グランドゴルフ大会等）、身体障害者施設の運営費にあてるためのもの（手作り品販売等）、館山市のPRになるもの（映画撮影等）、番組の中で館山市を紹介するためのもの（映画撮影等）、公共団体の施設に掲示されるもの（映画撮影等）、労働者の国際的行事（メーデー集会）等公益上特別の事情があると認められる場合。

5 その他

行為の内容を把握し、許可、不許可を判断するため、企画書等の提出を求める場合があります。

6 申請窓口

3号館2階 都市計画課公園係